

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)2月22日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.61</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万8,900円</u>とする。</p> | <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。<u>以下「支援法」という。</u>）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3～6 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万6,500円</u>とする。</p> |

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の所得割額)

第17条 第13条第3項の所得割額は、基礎
控除後の総所得金額等に100分の2.22
を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額)

第18条 第13条第3項の被保険者均等割額
は、被保険者1人について1万2,900円
とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第19条 第13条第4項の所得割額は、基礎
控除後の総所得金額等に100分の2を乗じ
て算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額
は、介護納付金課税被保険者1人について1
万5,000円とする。

(保険税の減額)

第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税
の納税義務者に対して課する保険税の額は、
第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲
げる額を減額して得た額(当該減額して得た
額が65万円を超える場合には、65万円)、
同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額
からイに掲げる額を減額して得た額(当該減
額して得た額が22万円を超える場合には、
22万円)及び同条第4項本文の介護納付金
課税額からウに掲げる額を減額して得た額
(当該減額して得た額が17万円を超える場
合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所
得金額及び山林所得金額の合算額が43万
円(納税義務者並びにその世帯に属する国
民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所
属者(国民健康保険法第6条第8号の規定
により被保険者の資格を喪失した者であつ
て、当該資格を喪失した日の前日以後継続

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の所得割額)

第17条 第13条第3項の所得割額は、基礎
控除後の総所得金額等に100分の2.09
を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額)

第18条 第13条第3項の被保険者均等割額
は、被保険者1人について1万2,100円
とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第19条 第13条第4項の所得割額は、基礎
控除後の総所得金額等に100分の1.94
を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額)

第20条 第13条第4項の被保険者均等割額
は、介護納付金課税被保険者1人について1
万4,600円とする。

(保険税の減額)

第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税
の納税義務者に対して課する保険税の額は、
第13条第2項本文の基礎課税額からアに掲
げる額を減額して得た額(当該減額して得た
額が65万円を超える場合には、65万円)、
同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額
からイに掲げる額を減額して得た額(当該減
額して得た額が22万円を超える場合には、
22万円)及び同条第4項本文の介護納付金
課税額からウに掲げる額を減額して得た額
(当該減額して得た額が17万円を超える場
合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所
得金額及び山林所得金額の合算額が43万
円(納税義務者並びにその世帯に属する国
民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所
属者(国民健康保険法第6条第8号の規定
により被保険者の資格を喪失した者であつ
て、当該資格を喪失した日の前日以後継続

して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2万7,230円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,030円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 10,500円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所

して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2万5,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 8,470円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 10,220円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所

得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万9,450円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,450円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,780円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高

得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1万8,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,050円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高

年齢支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 580円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3, 000円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 13, 615円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 725円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 3, 890円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19, 450円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 4, 515円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額し

年齢支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 420円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第12条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2, 920円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 12, 775円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9, 125円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 3, 650円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 18, 250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 4, 235円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額し

| | |
|--|--|
| <p>た世帯 <u>3,225円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,290円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,450円</u></p> <p>3 略</p> | <p>た世帯 <u>3,025円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,210円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,050円</u></p> <p>3 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。